

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目

平成22年第3回愛荘町議会臨時会

1日目(平成22年11月25日)

開会:午後2時02分 閉会:午後2時23分

議会日程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 承認第16号 | 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第64号 | 愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第65号 | 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第66号 | 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

- 1番 徳田文治
- 2番 嶋中まさ子
- 3番 森 隆一
- 4番 吉岡あみ子
- 5番 城貝増夫
- 6番 河村善一
- 7番 伊谷正昭

- 8番 瀧 すみ江
- 9番 小杉和子
- 10番 西澤久仁雄
- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、ご苦労さまです。平成22年第3回愛荘町議会臨時会。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、平成22年第3回愛荘町議会臨時会は成立しましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番小杉和子君、10番西澤久仁雄君を指名します。

◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

◎承認第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己保君)日程第3、承認第16号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

一般会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように平成22年11月18日に専決処分をいたしました。同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

2ページでございます。平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,250万円とするものでございます。

事項別明細につきましては、5ページでございます。

まず歳入につきましては、繰越金、前年度繰越金67万8,000円を充当をするものでございます。次に歳出でございます。民生費社会福祉費福祉センター費の需用費といたしまして67万8,000円、これについては健康プールの出入り口の自動ドアの修繕でございます。よろしくご審議をお願いをいたします。

○議長(辰己保君)これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己保君)討論なしと認めます。

これより、承認第16号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己保君)全員賛成です。よって、承認第16号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎議案第64号・議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己保君)日程第4、議案第64号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例および日程第5、議案第65号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、まず議案第64号でございます。議案書の6ページをご覧をいただきたいと思えます。愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただきます。

これにつきまず改正理由でございます。去る8月に人事院が国家公務員の今期ボーナスを0.2月引き下げる勧告を行ったことなどを受け、特別職についても一般職に準じ期末手当の支給月数を0.15月引き下げることから、関係条例の改正を行うものでございます。平成22年12月支給の期末手当にかかる所要の改正ならびに平成23年4月1日以降における期末手当支給月数について、改正を行うものでございます。

まず第1条につきましては、0.15月引き下げること、15月に改めるものでございます。

第2条につきましては、平成23年度以降、6月期期末手当については1.4月、12月期期末手当については1.55月に改めるものでございます。

付則につきましては、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第65号でございます。7ページでございます。愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部改正と同様でございます。去る8月に勧告されました人事院の改定に準ずるというものでございます。

第1条につきましても、12月期期末手当、15月に改めるものでございます。

第2条につきましては、23年度以降の期末手当につきまして、14月・15月に改めるものでございます。

付則につきましては、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行をするものでございます。よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（辰己保君）これより議案第64号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己保君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己保君）討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辰己保君）全員賛成です。よって、議案第64号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

続いて議案第65号の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己保君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己保君）討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辰己保君）全員賛成です。よって、議案第65号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰己保君）日程第6、議案第66号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の8ページをご覧をいただきたいと思います。議案第66号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

この改正につきましても、平成22年今期ならびに来年度以降の期末勤勉手当の支給率引き下げ、および給与の引き下げ等に伴う給与条例の改正、既に支給済みの4月以降の月例給についての民間との格差分を解消するため遡及し、今期期末手当分手当の支給分より減額調整を行うため、給与条例ほか関係条例について所要の改正を行うものでございます。

去る8月10日に人事院が国家公務員の今期ボーナスを0.2月引き下げるほか、民間給与との格差を解消するため、中高年齢層にかかる給料表の引き下げ・改定等に勧告を行ったことを受け、国に準じ関係条例の改正を行うものでございます。

また、当分の間、55歳を超える職員について給与および特別調整額を一定率減額支給をするものでございます。

条例の内容につきましては、8ページからあげさせていただきます。

まず第1条関係につきましては、第22・23条関係でございます。期末手当の基準日に55歳に達した日、後における最初の4月1日を加え、12月支給する期末手当の額を100分の135に改め、また勤勉手当の額を100分の65に改めるものでございます。

32条につきましては、地方公務員法の規定に基づき給与から控除できるものを整理をさせていただいたものでございます。

付則第8条関係につきましては、病気休暇のところに感染症などにより疾病に係る就業禁止の措置を追加したものでございます。

次に、9ページの付則第15項の関係でございます。当分の間、55歳を超える職員で行政職の職員、対象になるのは行政職給料表の第6級に該当する主監級の職員でありまして、給料月額および期末手当・勤勉手当から100分の15を乗じて得た額を減ずることとしたものでございます。

次に、10ページの17頁につきましては、時間外手当等の1時間当たりの給与費の算出にあたって、100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずるものでございます。

11ページから15ページにつきましては、改正後の給料表をあげさせていただいているものでございます。

また、15ページの第2条関係の改正でございますが、平成23年4月1日以降、期末手当の額を、6月支給については100分の122.5、12月支給については100分の137.5とするものでございます。また、勤勉手当につきましては、6月および12月について100分の67.5とするものでございます。

それから、次の3条関係でございます。これについては、給与の切り替えに伴う経過措置としてあげてございます。

また、4条関係につきましては、職員の修学部分休業に関する所要の改正でございます。

次に16ページのほうにいきまして、付則といたしましては、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第1条中愛荘町職員の給与に関する条例付則第8項の改正規定は平成23年1月1日から、第2条および付則第5項の規定は同年4月1日から施行するものでございます。

また、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、

12月期末手当において4月から11月までの給与について民間との格差相当分を解消するため、調整対象職員について調整を行うものでございます。

17ページにつきましては、育児休業条例の改正に伴います読み替え規定を改正をさせていただいたものでございます。以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番 瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第66号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対して、反対を表明します。

日本経済は、1990年以降約20年間、国民総生産はほぼゼロ成長で今日まで来ています。この停滞の中で、国民生活は雇用環境の悪化や個人所得の減少が家計消費を冷え込ませ、内需の停滞を招き、デフレ経済に陥っています。

ところが、菅政権は新成長戦略を発表し、小泉構造改革路線と同様にグローバル大企業のリストラを容認し、さらなる法人税減税や国民負担増の消費税増税を計画しています。しかし、日本経済の再生に必要なことは、国民が安心して暮らしていける経済をつくることが何よりも大切です。つまり、輸出競争力一辺倒で国民に負担を強いる路線から、直接的に国民生活の安定化を図る路線への切り替えが必要だということです。国民のふところを温め消費拡大を進めることで、内需型中小企業も潤い、地域経済循環も進むわけです。今回、2年連続のマイナス人事院勧告は、財界・政府の狙う公務員総人件費2割削減を後押しし、民間準拠を口実に56歳以上の生活実態を無視した年齢差別による不法・不当な賃金削減で、到底容認できません。同時に、今回のマイナス勧告による民間労働者への影響は深刻であり、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖に拍車をかけるものです。

このような状況では、買い控えにより消費が落ち込み、ものが売れない、物価が下がる、中小企業は倒産し、大企業はさらなるリストラをして、デフレスパイラルが進行していく。国民生活はますます苦しくなるばかりです。このような生活破壊につながる不当な政府の人勧に沿った給与削減に、賛成することはできません。本来、政府が取り組むべき経済対策は、全国420万社と言われる企業のうちのわずか0.1%に満たない大企業の減税拡大ではなく、内需型中小企業の減税支援でこそ雇用も守られ、内需も拡大します。小泉構造改革以来、国も地方も疲弊してきています。「大企業栄えて民滅ぶ道に進む」このような失政はやめるべきと指摘し、反対討論を終わります。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員多数です。よって、議案第66号愛荘町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣告

○議長(辰己 保君)以上で本日の日程は終了しましたから、会議を閉じます。

これをもって、平成22年第3回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。